

00008

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百一號

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二十六條第二項の規定により鳥取縣農業委員会の委員を選挙する選挙区及び当該選挙区において選挙すべき委員の数を次のように定める。

昭和二十六年七月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

選挙区の選挙すべき委員數

区

域

第一区 六名 鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡

の一円

第二区 四名 東伯郡の一円

第三区

五名

米子市、西伯郡、日野郡の一円

昭和二十六年七月五日

号外 木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判